

<通所リハビリテーション>

(単位)

6時間以上7時間未満

1時間以上2時間未満

要介護1	710	1日あたり	要介護1	366	1日あたり
要介護2	844		要介護2	395	
要介護3	974		要介護3	426	
要介護4	1129		要介護4	455	
要介護5	1281		要介護5	487	

加算料金

入浴介助加算 (I)	40	1回あたり	
入浴介助加算 (II)	60	1回あたり	
リハビリテーションマネジメント加算 (B) 口	863	1月あたり	開始月より6月以内
	543	1月あたり	開始月から6月超え
理学療法士等体制強化加算	30	1回あたり	1-2時間利用者
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110	1回あたり	退院・退所、初回認定後3月以内
科学的介護推進体制加算	40	1月あたり	
重症療養加算	100	1日あたり	介3以上 医療措置を行う場合
若年性認知症利用者受入加算	60	1日あたり	
栄養改善加算	200	1回あたり	
栄養アセスメント加算	50	1月あたり	
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	1回あたり	
認知症短期集中リハビリテーション加算 I	240	1回あたり	利用開始から3ヶ月(2回/週) 基準等により I、II いずれかの加算となります
認知症短期集中リハビリテーション加算 II	1920	1月あたり	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250	1月あたり	開始月より6月以内
中重度者ケア体制加算	20	1日あたり	
リハビリテーション提供体制加算	24	1日あたり	
サービス提供体制強化加算 (I)	22	1回あたり	人員基準等によりいずれかの加算となります
サービス提供体制強化加算 (II)	18	1回あたり	
事業所が送迎を行わない場合	-47	片道につき	

※ 上記いずれの加算も、在宅ケアプランに反映されておりますので、ご確認下さい。

※ 感染症又は災害の発生を理由とする調整がある場合、所得単位数の3%の加算がされます。

※ 全ての合計に、介護職員処遇改善加算 (I) 4.7%が加算されます。

※ 介護職員等特定処遇改善加算 I × 2.0%が加わります

※ 2021.9までは、新型コロナウイルス感染症への特例的な評価として、0.1%の上乗せとなります

※ 利用者負担割合が2割3割の方は、介護保険分の費用負担が2割3割となります。